

年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会報告 (抜粋)

平成 22 年 12 月 22 日

4. GPIF のガバナンスの在り方について

(1) 現行制度の仕組みと課題

- 現行では、GPIF は独立行政法人として、主務大臣である厚生労働大臣から示された中期目標を踏まえた中期計画を策定し、これに基づき業務を行っている。また、毎年度、厚生労働省に置かれた独立行政法人評価委員会が GPIF の業務実績の評価を行っている。
- GPIF における意思決定プロセスは、基本ポートフォリオの策定などの重要事項については、厚生労働大臣の任命による金融・経済の専門家からなる運用委員会の議を経ることとなっているが、独立行政法人共通の枠組みとして、最終的な意思決定権限は法人の長である理事長にある。また、理事長は GPIF の業務執行の統括も行っており、理事長の業務執行の補佐として理事 1 名が置かれている。
- 運用委員会は、GPIF の業務執行を監視する役割も担っている。また、GPIF には厚生労働大臣が任命する監事が 2 名置かれており、これらの監事による監査以外に、監査法人による監査が義務づけられている。
- 以上のような現行の仕組みの課題としては、
 - イ 「方針決定」及び「業務の執行」は、理事長一人の専管事項となっているが、運用委員会との関係で、実質的な権限と責任が不明確となっている。また、運用委員会では専門的な見地から議論は行われているものの、理事長の諮問機関であり、勤務形態も非常勤であるなどその責任と権限の制度的位置付けに問題がある、
 - ロ 業務の執行機能と監視機能が明確に分離しておらず、また、「方針決定」及び「業務の執行」への監視機能が弱い、
ことなどが挙げられる。

(2) GPIFにおける今後のガバナンスの在り方

- 運用組織の体制、ガバナンスは、年金積立金の運用に何を求めるかにより様々な形態がある。また、GPIFのガバナンスの在り方を議論する前提として、前述のように、年金財政を含めた全体としての意思決定過程の透明性を高めることが必要である。
- 上記を前提としつつ、本検討会では前述の現行制度が抱える課題を踏まえた議論を行い、GPIFのガバナンス見直しの方向性として、次の点については、概ね意見の一致が見られた。
 - ① GPIFのように世界でも有数の巨額の年金積立金の管理・運用を行う組織においては、意思決定過程において複数の専門家によるより多面的な検討を行うことにより、意思決定プロセスに慎重を期しリスクを少なくしていくことが必要である。このため、例えば、複数の理事などの合議による意思決定方式とすることが考えられるが、この場合は、法人の長に意思決定権限を持たせるという現行の独立行政法人制度との関係について整理が必要である。
 - ② 年金積立金の管理・運用の基本方針等を定める意思決定機関と、基本方針に基づき一定の裁量の範囲で管理・運用業務を執行する業務執行機関の役割分担を明確化するとともに、業務執行の責任者が意思決定プロセスでの議論に参加することなどを通じて適切な連携を図っていく必要がある。

また、意思決定機関の構成員の勤務形態・要件等を考えるに当たっては、意思決定すべき事項の重要性・緊急度、必要とされる開催頻度等に応じて適切な責任が果たせるようにするという視点が重要である。
 - ③ 監視の内容には基本方針の設定に関わるもの、管理・運用業務の執行に関わるものなど様々なものがあり、対象に応じた監視の在り方を整理し、現行の監事の機能強化を含め、全体としては監視機能を強化すべきである。その際、少なくとも、意思決定あるいは管理・運用に関わる機関とは別に監視機関を設置する必要があるとの意見があった。
 - ④ 国民に対する説明責任を果たしていくという観点から、市場への影響等に配慮しつつ、意思決定プロセスの透明化や情報開示の推進等について、厚生労働省及びGPIFは一層の努力をしていく必要がある。

- なお、合議制としても、資産運用の意思決定においては、組織の長のリーダーシップが必要であるという意見や、合議制とすべきかどうかは、GPIFが意思決定する内容により判断すべきであり、基本ポートフォリオの策定権限を厚生労働大臣に戻すべきという考えに立てば合議制への移行は疑問であるとの意見もあった。

(3) 人材の確保・育成の在り方

- 人材の確保・育成については、高度な専門性を持った質の高い人材を確保していく必要があり、具体的には、
 - イ GPIF はその資産の大半を外部の運用機関に委託して運用していることから、運用受託機関を選定・管理・監督できる能力・経験のある人材の確保・育成が必要である、
 - ロ 経済情勢等の調査・分析を専門的に行い、基本ポートフォリオの構築、リスク管理等を行う常勤の専門家の採用が必要である、
 - ハ 運用の組織・体制、ガバナンスの見直しの動向も踏まえつつ、人材の確保・育成を計画的に進める必要がある、
 - ニ 公的年金の運用の目的は、投資ではなく安全運用が基本であるので、運用スタッフの拡充ではなく、運用先の選定や発注における透明性と客観性の担保に重点を置いた体制強化が必要である、などの意見があった。